

設 計 注 意 事 項

(総 則)

- (1) 設計業務受託者（以下「受託者」という。）は、公務員の精神に則り、公共の利益のためにより高度な知識と経験を傾注し、誠意をもって設計にあたらなければならない。
- (2) 受託者は、受託業務上知り得た秘密を漏らしてはならず、町の正当な利益を擁護しなければならない。

(設計の理念)

- (3) 受託者は、設計にあたり、公共建築物の社会的使命と機能を十分に認識して、安全性、合理性、耐久性、経済性等を研究し、設計しなければならない。
- (4) 受託者は、敷地の社会的条件、自然的条件を十分に調査研究し、創造性、美観性を発揮し、伊奈町の風土を活かすことを配慮して、親しみやすく、文化性の高い、教育施設にふさわしい建築物を設計しなければならない。
- (5) 建築物及び建築設備の設計にあたっては、建築物の用途及び立地性を勘案して、その配置計画、意匠計画、構造計画、建築設備設計等に省エネルギーや省資源対策を十分配慮して設計するものとする。
- (6) 受託者は設計にあたり、施工業者、又は製造業者等から有償、無償を問わず一切の技術援助、その他の利益、又は助力を受けてはならない。ただし、特別の事由により必要とする場合は、町と協議し承認を受けなければならない。
- (7) 受託者は、受託した設計のなかで構造設計、設備設計等の協力事務所を必要とする場合は、町と協議し承認を受けなければならない。この場合、本仕様書の各事項は協力事務所にも適用する。
- (8) 受託者は、町の示す本仕様書等に従って設計するものとし、過大な設計を行ってはならない。

(図面表示)

- (9) 機械、機器類の容量、圧力等は設計数値とし、製造業者等のカタログ値、公表値等は、これを記入してはならない。ただし、日本工業規格その他公的な規格のあるものはこの限りではない。
- (10) 機械、機器類の性能、作動方法等は、特定の製造業者等 1 社によるものを現してはならない。また、姿図等は、特定の製造業者のものを参考に現してはならない。ただし、特別の事由により必要とする場合は、町と協議し承認を受けなければならない。

(積 算)

- (11) 積算については、埼玉県建築工事積算要領及び建築設備工事積算要領等によるものとする。
- (12) 設計及び積算にあたり、製造業者、商社等から参考見積をとる場合は、あらかじめ町の承認を受けなければならない。

(事前協議等)

(13) 受託者は、建築物の立地する町、関係官庁、上水道・電力・ガスの供給事業者、下水道の管理者及び関係水利権者等との打合せを行い、関係諸法規及び行政指導事項を厳守して設計するものとする。

(14) 各種打合せの結果、設計に重大な影響をおよぼす事項がある場合は、遅滞なく町に連絡しなければならない。

(著作権等)

(15) 設計図書等の著作権等は、一切町に帰属するものとし、必要に応じ町において設計の内容を変更することができるものとする。

(成果品の公開の禁止)

(16) 受託者は、設計図書等の成果品を町の承認なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、成果品を譲渡したり、又は発注情報として提供してはならない。

(基準等)

(17) 特記仕様書に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書（最新版）を準用する。

(18) 各種の設計にあたり、別に示す基準、要領、指針等に従うものとする。

(提出書類)

(19) 受託者は、業務に着手するときは次の書類を町に提出し、その承諾を受けなければならない。

「担当技術者届（経歴書共）」「設計工程表」

(20) 受託者は、業務を完了したときは「完了届」を町に提出し、完了検査を受けること。又、合格したときは次の書類を提出すること。

「納品書」「請求書」